

第6回企業向け人権啓発講座

(京都人権啓発行政連絡協議会平成26年度人権研修会) の開催概要

- 1 日時 平成26年10月24日(金) 午後1時30分～午後3時30分(開場:午後1時)
- 2 場所 京都市呉竹文化センター ホール
(京都市伏見区京町南七丁目35番地の1)
- 3 内容 講演(1) 午後1時35分～午後2時55分
演題 「京都のユニバーサルデザインが日本を元気にする」
講演者 関根千佳(同志社大学政策学部 大学院総合政策研究科 教授)

講演(2) 午後3時5分～午後3時25分

演題 「同和問題とえせ同和行為の現状と対策」

講演者 奥村伸吾(京都地方法務局人権擁護課長)

講演趣旨

(1) 京都のユニバーサルデザインが日本を元気にする

国連の「障害者の権利に関する条約」の締結と、平成25年6月の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(いわゆる「障害者差別解消法」)の制定(施行は一部の附則を除き平成28年4月1日)及び京都府をはじめとする日本各地の地方公共団体における同種の条例の制定など、私たちに求められている「障害のある人もない人も共に生きる社会の実現」について、ユニバーサルデザインというキーワードから分かりやすく解説しました。

(2) 同和問題とえせ同和行為の現状と対策

同和問題は、日本社会の歴史的過程で形づくられた身分差別により、今なお、日本国民の一部の人々が、日常生活の上で様々な差別を受けている、我が国固有の人権問題です。

また、えせ同和行為は、差別意識の解消に向けた教育や啓発の効果を覆し、国民に対して同和問題に対する誤った意識を植え付ける、同和問題解消の大きな阻害要因です。

そこで、平成26年1月に法務省が実施した、「えせ同和行為実態把握のためのアンケート調査結果」を説明し、えせ同和行為の実態とその排除に向けた取組等を御紹介しました。

京都人権啓発行政連絡協議会とは

京都府内を行政区域とする国の行政機関・京都府・京都市が相互に連携し、人権擁護思想の普及・高揚に資するため、効果的な人権啓発活動の推進に努めています。

[構成機関] 京都地方法務局・近畿財務局京都財務事務所・京都労働局・近畿農政局
・近畿経済産業局・近畿運輸局京都運輸支局・近畿地方整備局
・京都府・京都市